個人情報保護の取り組みについて

(第4版)

日本飛行機健康保険組合

日本飛行機健康保険組合における個人情報保護方針

日本飛行機健康保険組合(以下「当健保組合」という)では、個人情報の保護について、 以下の考え方・理念のもと、取組みを進めていくことをお知らせします。

- 当健保組合は、健康保険法が定める次の目的と指針に従い事業を行います。
 - (1) 労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡または出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡または出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
 - (2) 保険者は健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者およびその被扶養者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。
- 当健保組合は,被保険者や被扶養者(加入者)の病気やケガの治療費を支給するだけでなく、お産や死亡した時の費用補助、病気やケガや出産のため一時的に収入がなくなった場合の補助事業も行います。更に、加入者の健康の保持増進のために健康教育、健康相談、健診・検診などの保健事業も行っています。

加入者の個人情報は、これら事業を推進しサービスを提供していくために必要なものであり、その情報を安全に保管し取り扱うことは、当健保組合の社会的責務と認識し、「当健保組合の個人情報保護ポリシー」を始め、以下に掲げる各項目を事業活動に関わる全役職員に周知・徹底し、加入者の個人情報保護に万全を尽くすよう努めます。

令和元年9月1日 日本飛行機健康保険組合 理事長 藤 本 泰 司

1. 当健保組合の個人情報保護ポリシー

当健保組合は、加入者個人に関する情報(以下「個人情報」という)を適切に管理する 観点から、以下の取組みを推進します。

- (1) 当健保組合は、個人情報の取扱に関する法令、規程等を遵守し『健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』に準拠した取組みを行います。
- (2) 当健保組合は、個人情報の取得にあたって健康保険法で取得が義務付けられている場合を除き、予め利用目的を明確し同意を得た上で取得します。
- (3) 当健保組合は、取得した加入者の個人情報について、適切な安全措置を講じることにより加入者の個人情報の漏えい、紛失、き損または加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。
- (4) 当健保組合は、加入者からご提供いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためのみに使用いたします。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲でのみ利用いたします。
- (5) 当健保組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供いたしません。また、個人番号を含む個人情報(以下「特定個人情報」という)については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供いたしません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、次の各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。
 - ① 法令の定めに基づく場合
 - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、本人の同意を得ること が困難である場合
 - ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難であるとき
 - ④ 国の機関若しくは、地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

- (6) 当健保組合は、職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施するほか、常務理事を個人情報取扱い管理責任者とし、個人情報の適切な管理に努めます。
- (7) 当健保組合の業務を外部に委託する場合については、個人情報保護条項を確認し業務委託契約を締結します。業務委託の相手としての適格性を十分審査するとともに、契約後も定期的に個人情報保護状況について監査を行います。
- (8) 当健保組合の監事は、個人情報保護のための監査計画を策定し定期的に監査を行います。 法令等の適合性を確認し、改善を要する事項があれば規程類の改訂に取組みます。
- (9) 加入者が、次のように自身の個人情報の開示、訂正、利用停止等を希望される場合は、7項の問合せ先へご連絡下さい。
 - ① 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示の請求を受けた時は、本人に対し遅滞なく当該保有個人データを開示します。ただし、個人情報保護法第28条第2号に該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことがあります。
 - ② 本人から、保有個人データの内容が事実でないという理由によってデータの内容訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という)を求められた場合、若しくは個人データが利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われる、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われる、偽りその他不正の手段により取得される、また特定個人情報が番号法に定める範囲を超えて第三者に提供されるなどの理由によって、データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という)を求められた場合、組合規程に則り処理を行います。ただし、個人情報保護法第30条第2項若しくは第4項に基づく措置を取る場合はこの限りではありません。
- (10) 当健保組合は、加入者の個人情報の取扱いに関する法令その他の規範を遵守するため、本個人情報保護ポリシーの内容を継続的に見直し、改善に努めます。

2. 当健保組合が保有する個人情報の利用目的

当健保組合におきましては、被保険者及び被扶養者(以下「加入者」という)からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当健保組合に請求される「診療報酬明細書(以下「レセプト」という)」に記載されている個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険業務に活用いたします。

(1) 適用業務の各種届出

- ① 組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者(異動)届」の記載事項(健康保 険被保険者証「以下"保険証"という」の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、年 金基礎番号、報酬月額等)から「マスターデータベース(以下「マスター」という)」を 作成し、当健保組合の基幹システムにデータを収納、健康保険業務全般に活用します。
- ② 「被保険者資格取得届」、「被扶養者(異動)届」の提出に際して、資格チェック(課税・非課税証明書、源泉徴収票、在学証明書などの収入等判定書類)による認定作業を行い「保険証」の発行を行います。
- ③ 「被保険者資格喪失届」の際に、保険証を返還していただき、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分にします。
- ④ 「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用業務に関する変更(訂正)届出により、データの変更等を行います。
- ⑤ 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者(または 退職者)の連絡等にも利用します。
- ⑥ 医療機関や他の保険者(区市町村、社会保険事務所を含む。)から資格喪失か否かなど保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者か資格喪失者かについて回答します。
- ⑦ 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。

⑧「マスター」プログラム作成及び維持・改善に関し、健康保険業務システム業者に委託しています。

(2) 現金給付業務等の給付関係申請書類

基幹システムにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。給付記録をデータ入力保存し以降の申請チェックに用います。

- ① 出産育児一時金、家族出産育児一時金等の請求者について、「マスター」の保険証の 記号番号、氏名、住所データ照会し、給付決定します。
- ② 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金等の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
- ③ 傷病手当金等の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、給付の決定を行います。

(3) 医療費給付金額

レセプトについては、点検審査業務委託業者へ点検依頼し、その結果を当健保組合の基 幹システムに収納し、健康保険業務に活用します。また、柔道整復施術療養費支給申請 書についても同様に点検審査業務を委託します。

- ① レセプトデータをチェックし、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報 酬支払基金に対し、再審査依頼します。
- ② 再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。
- ③ 同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、 生年月日などを伝え、確認を取ります。
- ④ レセプトデータを医療費分析に用い、当健保組合の医療費適正化対策に活用します。
- ⑤ レセプトデータを基に、高額療養費、付加給付(一部負担還元金、合算高額療養付加金、家族療養付加金)の支給決定を行います。
- ⑥ レセプトデータを基に、傷病手当金、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の 支給決定を行います。

- ⑦ レセプトデータを基に、医療費通知を加入者に配付または健保 Web でお知らせします。
- ⑧ 交通事故等第三者の行為によって、健康保険証を用いた診療が行われた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費証明として提出します。
- ⑨ 海外で医療を受けられた方の医療費明細書等を日本語に翻訳するため、点検審査業務委託業者に翻訳を委託します。
- ⑩ 複数の組合によるレセプト点検研修会の事例とするため、個人情報を消した上で、 教材として用います。

(4) 当健保組合の保健事業

当健保組合は加入者の健康保持・増進のため別表1の個人情報を利用します。保健事業では被保険者及び被扶養者への疾病予防を目的とした情報提供や受診勧奨のため、氏名、住所、生年月日、性別を利用する場合があります。

なお、個人情報保護法 第 23 条第 5 項に該当する委託契約業者へ事業を外部委託する場合は、以下に示す保健指導、健診、受診勧奨のため個人情報を提供します。

① 特定保健指導

特定保健指導の実施勧奨のため、保険証記号番号、住所、氏名、続柄のデータを委託 業者へ提供します。受諾者については更に生年月日、性別、特定健診結果等を業者へ 提供します。

② ジェネリック医薬品利用促進

ジェネリック医薬品利用促進通知作成のために、加入者の保険証記号番号、氏名、住所、事業主所属情報、生年月日、性別、レセプト(写し)等を委託業者に提供します。

③ 前期高齢者電話保健指導

加入者の前期高齢者に対する電話保健指導のために該当者の保険証記号番号、氏名、 住所、生年月日、性別、続柄、直近の特定健診結果(リスク状況の層別)等を委託業 者に提供します。

④ 歯科健診及び口腔衛生個別指導

被保険者本人の歯科健診及び口腔衛生個別指導対象者の名簿作成のために保険証記号番号、氏名、生年月日、性別等を委託業者に提供します。

⑤ 重症化予防

当健保組合が特定健診データを保有している加入者の保険証記号番号、氏名、住所、 事業主所属、生年月日、性別、特定健診結果、レセプトデータ等をレセプト分析業者(委 託業者) にてリスク分析し、糖尿病や高血圧による健康リスクの高い方に対して医療 機関への受診勧奨を行います。

⑥ 被扶養者への特定健康審査受診勧奨

全国巡回健診等、集合契約 A/B、人間ドックのいずれかの受診により特定健康診査を 受診戴く案内を対象者へ通知します。

この受診勧奨ため、対象者の保険証記号番号、氏名、住所、生年月日、性別等を委託業者へ提供します。

(5) 共同事業(事業主及び健保連)

当健保組合は、従業員の健康保持・増進のため事業主の日本飛行機株式会社と共同事業 を行います。また、高額医療給付に関する交付金交付事業のため健康保険組合連合会と 共同事業を行います。

個人情報保護法では「他の事業者と共同で事業を行う場合は、共同事業として実施する 事業を明確にし、その内容をあらかじめ本人に通知するか、又は他の取り得るべき広報 手段を用いて公表しなければならない。」と定められています。

当健保組合は法の定めに基づき公表致します。

- ① 労働安全衛生法第 66 条に基づく定期健康診断時に、当健保組合と事業主である日本 飛行機株式会社は、コラボヘルスのため覚書きにより費用を分担して共同健診を実施し、 その健診結果を共有し、被保険者の健康保持増進に活用します。
 - a. 共同で利用する個人データ

次の健診で得られる以下の項目を利用します。

問診、身長、体重、肥満度、BMI、腹囲、血圧、尿糖、尿蛋白、空腹時血糖、HbA1c、中性脂肪、HDL、LDL、AST、ALT、r-GT、聴力、視力、クレアチニン、e-GFR、尿酸、^マトクリット値、赤血球数、血色素量

- i)事業主の定期健診時に実施する法定項目及び当該年度実施の法定外項目についての健診結果(全年齢対象)
- ii) 人間ドック (委託業者) で実施する特定健診の結果
- iii) 遠隔地勤務者等、現地健診機関で実施する特定健診の結果
- b. 共同利用する者の範囲
- i) 当健保組合: 常勤の役職員
- ii) 安全環境課: 健康管理室) 産業医、保健師(看護師)

- c. 利用目的
- i)被保険者の特定健診の受診勧奨及び特定保健指導の実施勧奨
- ii)被保険者の重症化予防(血圧、糖尿病)に係る受診勧奨
- iii) その他、被保険者の健康保持・増進及び疾病予防に係る保健事業の実施
- iv) 健保 Web (ポータルサイト) への健診結果の掲載(登録者のみ)
- d. 個人データの管理責任者
- i) 当健保組合:常務理事
- ii) 安全環境課:健康管理室管理責任者

② 高額医療費の助成

健康保険組合連合会が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプト(写し)とその内容の一部を記載した申請書を健康保険組合連合会・高額医療グループに提供し、高額医療費の助成を受けます。

- a. 共同で利用する個人データ:対象レセプトの記載データ及び「交付金交付申請総括明細書」
- b. 利用する者の範囲: 当健保組合交付金事業担当者、事務長、常務理事、健保連の高額医療グループ職員、健保連委託業者(公益社団法人 日本生産性本部及び協力会社)
- c. 利用目的: 高額医療給付交付金事業の申請、審査/決定、高額医療費の分析
- d. データ管理責任者: 当健保組合) 常務理事、健保連) 高額医療グループ責任者

3. 個人情報の第三者提供について

第 1.(6)項に記載の通り、個人情報の第三者への提供は、本人の同意が無い限り行いませんが、個人情報の通常必要な利用目的のうち、被保険者にとって利益となるもの、被保険者にとって負担増を回避する、又は事業主の事務効率を維持する手続については、予め公表しておいて被保険者からの特段明確な反対・保留の意思表示が無いものについては「黙示的な同意」が得られたものとして取り扱って良いこととされています。また、利用目的の範囲内で業務委託する場合については、第三者に該当しないため同意を必要としません。当健保組合では下記(1)~(3)についてはこれに相当するものとして公表致します。ただし、

- a) 被保険者等は当健保組合が示す利用目的の中で同意しがたいものがある場合は、その 事項について、予め本人の明確な同意を得るよう当健保組合へ求めることができます。 問合せ先を7項に示します。
- b) 被保険者等が上記①の意思表示を行わない場合は、公表された利用目的について被保 険者の同意が得られたものとします。

- c) 同意又は保留は、その後、被保険者からの申出によりいつでも変更することが可能です。
- (1) 法定給付及び付加給付の申請・支給を事業主経由で行う

(2) 医療費通知書の配付

加入者が医療機関で診察を受けた場合、医療費の総額、個人負担金額、付加給付金額等を明記した医療費通知書(給付金支給決定通知書と医療費のお知らせ)は被扶養者を含めて被保険者に事業主を経由して配付または健保 Web でお知らせしています。

(3) 事業主に傷病手当金等の振込み

当健保組合から傷病手当金等を事業主に振込みその後事業主から各個人に送金するために保険証の記号番号、氏名、給付区分、金額を事業主に提供します。

4. 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号(通称マイナンバー)(個人番号に対応し、当該個人番号に 代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む) をその内容に含む個人情報を指します。特定個人情報は「行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)により、行政機 関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する(例:健保組合の扶養認定に際 し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける)等、利用範囲が定められており、番 号法で定める利用範囲において特定した利用範囲を超えて、利用しません。

なお、上記 2. (1)、(2)における届出については、個人番号が付され、特定個人情報となる場合があり、(1)、(2)で定める利用目的や利用方法で使用する場合、番号法に定める利用範囲外となるため、個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

5. 匿名加工情報について

特定健診データ及びレセプトデータをレセプト分析業者(ジェネリック利用促進の分析、 重症化予防該当者の分析、及び匿名加工情報による保健事業に係る各種統計分析の委託 業者)にて「個人を特定できない匿名加工情報」へ加工し、当健保組合と他健保の比較 分析、他の保健事業や疫学調査等に利活用します。作成及び上記目的のために提供する 匿名加工情報に含まれる情報の項目は、性別、生年月、医療保険の資格情報(加入時期、 脱退時期、本人・家族区分等)、診療報酬明細書の受診履歴、健診の受診履歴です。 これらから個人を特定できる情報に復元することはできません。

6. 個人情報の廃棄及び消去

保管期限が経過した各種申請書、レセプト、無効になった保険証等で、当健保組合内処理が不可能なものは、機密文書の廃棄業者に依頼し廃却します。また、コンピューターについては、事業主の専門部署での消去処理を実施してから廃棄します。

7. 問合わせ先

加入者が、本人の個人情報に関わる照会、質問、苦情処理、開示、訂正、及び利用停止 を希望される場合、下記の当健保組合担当窓口までご連絡下さい。

窓口:日本飛行機健康保険組合 常務理事

住所: 〒236-0001 横浜市金沢区昭和町 3175

電話: 045-773-5170 メールアドレス: kenpo@nippi.co.jp

別表1 健保組合等が保有する個人情報

個人情報の種類	情報の内容
適用関連	 ・記号・番号、氏名、生年月日、性別、個人番号、被保険者枝番 ・資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額 *被扶養者の場合、上記に加え被保険者本人との生計維持関係を示す情報(続柄・同居有無等) *任意継続被保険者の場合、上記に加え住所所在地等連絡先
保険給付関連 (現物)	・診療報酬明細書(レセプト)記載情報 【診療年月日・日数、受診医療機関名称・所在地、傷病名、診療内容、医療費等にかかる情報】
保険給付関連(現金)	 ・療養費、移送費関連 【治療用装具内容・装着日、柔道整復師・あんま・はり・きゅう・マッサージ師等にかかる情報、移送経緯・費用、その他申請理由等】 ・傷病手当金関連 【傷病名、労務不能期間、労務不能期間中の報酬額、年金受給額、出勤状況、医師の意見にかかる情報】
	 ・出産手当金・出産育児一時金関連 【出産日、出勤状況、休業期間中の報酬額、出産への処置にかかる 情報】 ・埋葬料(費)関連 【死亡年月日、埋葬に要した費用、請求者にかかる情報】
保健事業関連 *事業内容により異 なる	・健康診査、保健指導関連(特定健康診査・特定保健指導・事業所とのコラボヘルスを含む) 【受診年月日、健診機関名称・所在地、健診・問診結果、指導結果】 ・健保Web申込時登録のメールアドレス

別表2 健康保険組合の通常業務における利用目的

1. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用】

・保険給付及び付加給付の実施/番号法に定める利用事務

【他の事業者等への情報提供】

- 高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払い・申請・支給
- ・海外療養費にかかる翻訳のための外部委託
- ・第三者行為に係る損保会社等への求償、原因照会及び調査
- ・ 健保連の高額医療給付の共同事業
- ・法定給付、付加給付の申請・支給/柔道整復師受診に係る内容照会と支給
- ・番号法に定める情報連携
- 2. 保険料の徴収等に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用】

- 被保険者資格の確認並びに標準報酬月額及び標準賞与額の把握
- ・健康保険料の徴収
- ・被扶養者の認定
- 健康保険被保険者証の発行
- ・介護保険料の徴収
- 3. 保健事業に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用】

- ・健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
- ・健康増進施設(保養所等)の運営

【他の事業者等への情報提供】

- ・特定保健指導の外部委託
- ・その他保健指導の外部委託
- ・医療機関への健診の委託
- ・健康増進施設(保養所等)の運営の委託
- ・被保険者等への医療費通知
- 4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

・診療報酬明細書(レセプト)等の内容点検・審査

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力/画像取込処理の外部委託
- ・レセプトデータの内容点検・審査の委託
- 5. 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・健診データ・レセプトの突合分析
- · 医療費分析 · 疾病分析

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・健診データ・レセプトの突合分析処理の外部委託
- ・医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託

6. その他

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・健康保険組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
- ・情報開示・訂正等の対応
- レセプトの開示

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等
- ・不正請求調査を目的とした行政へのレセプト提出

7. 特定個人情報

番号法第19条第7号において定められた他の医療保険者又は行政機関(以下「他機関」 という。) との情報連携における利用目的

【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】

- 傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等
- ・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
- ・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報
- ・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等

【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】

- ・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険 給付関連情報
- ・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、 被扶養者資格関連情報

平成 17 年 3 月 発 行 平成 20 年 3 月 一部改定 平成 28 年 8 月 一部改定 平成 30 年 2 月 一部改定 令和 元年 9 月 全面改訂

日本飛行機健康保険組合